

重 点 事 項

1 社会福祉施設の整備について

(1) 平成16年度の社会福祉施設の整備

ア 平成16年度予算額（案）

待機児童解消のための保育所の緊急整備、特別養護老人ホーム等の介護関連施設、新障害者プラン関連施設等の整備を推進するため所要の予算額を確保。

《社会福祉施設等施設整備費予算額の状況》

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度	差 引
社会福祉施設等施設整備費	122,710	130,351	7,641

イ 国庫補助基準単価の改定

国庫補助基準単価については、公共工事コスト縮減や建設単価の動向等を総合的に勘案し、公立文教施設並びにより▲3.5%の単価改定を行う。

平成16年度事業分のうち、平成15年度以前からの継続事業については、事業開始年度の基準単価を適用するが、平成16年度新規事業分以降は、当該補助年度の基準単価を適用する。

公共工事コスト縮減は、社会福祉施設においても例外なく適用されることから、各都道府県はもちろんのこと、社会福祉法人等に対しても積極的な取組みについて指導願いたい。

【公共工事コスト構造改革プログラムの概要】

1 考え方

公共工事の全てのプロセスをコストの観点から見直すものであり、広く国、地方公共団体等が行う公共事業全体を念頭に置いて策定するものであり、平成15年度から平成19年度までの5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標。

2 地方公共団体への協力要請

地方公共団体の積極的な取組みが不可欠と考えられることから、政府は、各地方公共団体に対し、政府プログラムを参考に積極的に公共事業コスト構造改革に取組むよう要請。

3 具体的施策

(1) 事業の迅速化

- ①合意形成・協議・手続きの改善
 - ・各事業の構想段階からの住民等の合意形成及び各種手続きの迅速化・簡素化
- ②事業の重点化・集中化
 - ・事業の重点化・集中化による社会資本の効率的整備の推進
- ③用地・補償の円滑化
 - ・公共用地の適正かつ円滑な取得のため、地積調査の促進、土地収用法の積極的活用等

(2) 計画・設計から管理までの各段階における最適化

- ①計画・設計の見直し
 - ・計画、設計に関する規格等の見直し、設計基準の弾力的な運用及び地域の実情にあった規格など現行の計画・設計の大膽な見直し。
- ②汎用品の積極的使用
 - ・資機材、部品等の汎用品の使用を推進
- ③新技術の活用
 - ・高品質、低コストを実現する新技術の開発と活用
- ④資源循環の促進
 - ・循環型社会の構築と地球温暖化防止等に向けて、資源の循環利用による効率的整備を推進するため、現場発生材の再資源化、間伐材の積極的な活用
- ⑤管理の見直し
 - ・低コストの維持管理を実現するため、地域住民等の参画の促進、IT等の新技術の活用等ハード、ソフト面からの管理の最適化

(3) 調達の最適化

- ①入札・契約の見直し
 - ・企業の技術力を適正に評価し、技術提案を重視する調達方式の導入。また、電子調達の推進、PF1等民間資金・能力を活用する社会資本整備・管理手法を導入し、推進する。
- ②単価等の積算の見直し
 - ・積算業務の省力化を推進を図り、新たな入札契約方式への対応等を図ることを目的とし、現行の積算手法等を見直す。

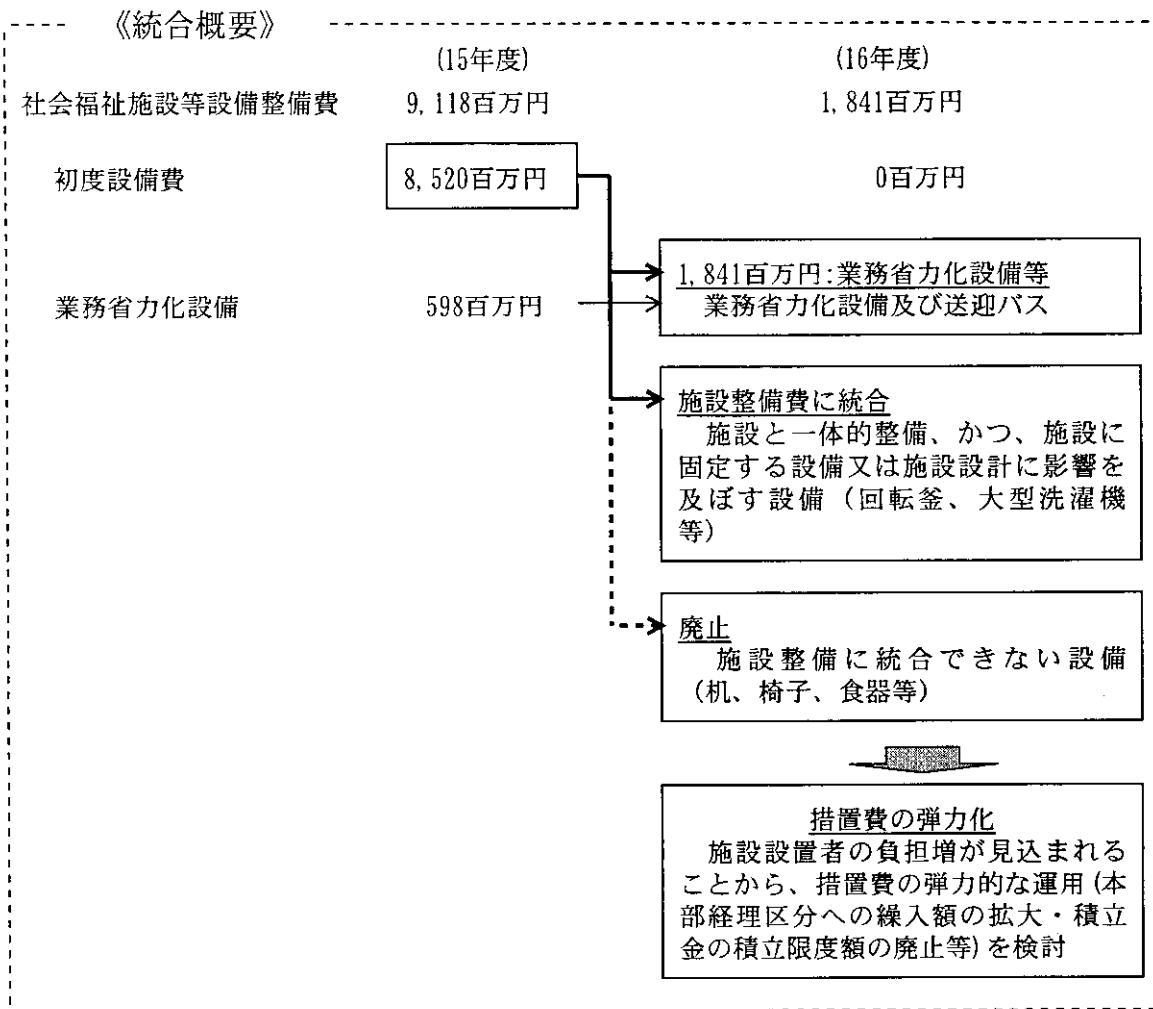
4 その他

「公共工事コスト構造改革プログラム」は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に位置づけられているところ。

ウ 平成16年度における改善事項

(ア) 社会福祉施設等設備整備費の施設整備費への統合

社会福祉施設等設備整備費については、施設整備費と設備整備費の国庫補助申請事務の一本化により施設設置者等の事務負担軽減等を図るため、設備整備費の一部を施設整備費に統合することとした。



統合にあたっては、初度的な設備であって、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものを施設整備に統合し、その他施設整備に統合できないものについては廃止し、措置施設については措置費の弾力的運用により対応することとしている。

また、初度的な設備以外の施設整備へ統合できない業務省力化設備等一部の設備については、従来どおり設備整備費での対応となる。

なお、設備整備費については、将来的には、措置費の弾力的運用を更に進めるとともに廃止の方向で検討する予定であるので了知願いたい。

(イ) サテライト方式による老人ディサービスの推進

特別養護老人ホーム等を経営している法人が、民家等を借り上げ、これを改修し、主に痴呆の高齢者に対して、いわば出張所としてディサービスを行うための改修費用を補助対象とする。

(ウ) サテライト方式による施設整備の推進

都市部等における整備の促進やきめ細やかな処遇を可能とするため、サテライト型施設を整備する場合の費用を補助対象とする。

《対象施設：救護施設、児童養護施設、ホームレス自立支援センター》

(エ) 保護施設の定員要件の緩和

被保護者の社会的入院患者の退院促進等を図り、その受入先を確保するため、保護施設の定員要件を緩和（50人→30人）する。

《対象施設：救護施設、更生施設、宿所提供之施設》

(オ) ホームレス自立支援センター

ホームレス自立支援センターの補助基準を創設するとともに、ホームレスの少ない自治体や都道府県での広域的な取組みを可能とするため、小規模型施設を整備する場合の費用を国庫補助対象とともに、設置主体を都道府県に拡大する。

工 設備整備費の統合

社会福祉施設等設備整備費の統合については前述のとおりであるが、今回の統合で施設整備費として整理される設備の具体例を上げると以下のとおりである。ただし、これらは施設整備への統合の趣旨により個々に判断するものである。

① 施設に固定されるもの

（例）厨房機器（大型回転釜、焼物器、大型冷蔵庫、作業台、湯沸器等）、
壁面収納戸棚、非常通報装置、外部監視用ビデオカメラ、壁面用助木、
感染症予防対策設備、姿勢矯正鏡、空缶プレス機、包装機、ビニール
ハウス、編集機、陶芸炉、大型遊具 等

② 設置するために施設整備の設計に影響を及ぼすもの

(例) 介護ベット、洗濯機、脱水機、乾燥機、パソコン（構内ＬＡＮと併せて整備されるものに限る）等情報処理機器、コンベアシステム 等

また、設備の統合にあたっては、「初度設備相当加算」として、施設整備本体工事の加算として整理するものであり、国庫補助の算定にあたっては、「初度設備の整備に要する経費」と「初度設備相当加算」は個々に比較するものではなく、施設整備費全体で比較するので留意願いたい。

才 平成16年度整備方針等

社会福祉施設等施設整備費は、ここ数年、補正予算と当初予算により、各都道府県市の整備需要に応じた予算額が確保されてきた。

----- 《予算額の状況》 -----

(単位：億円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
当 初 予 算	1,366	1,247	1,227	1,304
補 正 予 算	1,340	420	-	-
前 年 度 繰 越	689	1,134	805	-
執 行 可 能 額	3,392	2,801	2,032	1,304

社会福祉施設整備においては、昨年の民生主管課長会議において、「近年の財政状況は過去に例を見ないほど厳しく、財源も限られているため、平成16年度以降については、各都道府県において精査を行い、必要と認められる整備に厳選いただいたとしても、採択できるとはかぎらない状況にある。」旨周知したところである。さらに、先般の民生主管部局長会議においても厳選した協議を行うよう依頼したことであるが、平成16年度の協議状況は、依然として予算額を大幅に上回っている状況にある。

また、平成15年度からの継続事業分が、平成16年度予算の約5割強に達しているこれらのことから、新規事業の採択は極めて厳しい状況になるのでご理解願いたい。

《平成16年度執行予定》

(単位：億円)

	平成16年度	備 考
平成16年度予算額	1, 304	A
前 年 度 繰 越 額	0	
執 行 可 能 額	1, 304	
協 議 予 定 額	1, 810	
繼 続 事 業 分	667	B 16' 協議状況 【B/A 51.2%】
新 規 事 業 分	1, 143	

社会福祉施設の整備にあたっては、補助金の早期執行の観点から5月中には各都道府県市に対して内示を行うこととしているので、各都道府県市においても、内示後速やかな着工ができるよう事務手続きを進められたい。

また、例年、不十分な法人審査及び資金計画等や事業実施にあたっての諸調整が不十分等の課題等を積み残したまま国庫補助協議を行い、内示が遅延した事例が見受けられるので、各都道府県市において十分な審査を行うよう指導徹底願いたい。

平成16年度整備方針

平成16年度の整備方針は以下のとおりであるが、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障害890号、社援第261号、老発第794号、児発第908号）、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）等を踏まえ、協議対象施設の選定及び法人審査についても万全を期されたい。

- ① 保育所整備については、平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計

画」（新エンゼルプラン）に基づく多機能保育所等の整備に加え、平成13年7月10日に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」による「待機児童ゼロ作戦」に基づく、保育所受入児童数の増大を図るための保育所の緊急整備を推進する。

- ② 介護関連施設については、当該老人保健福祉圏域における整備の現状等に照らして必要性が高いものについて整備を推進する。
- ③ 障害者基本計画に沿って「重点施策実施5カ年計画」として策定した「新障害者プラン」に基づき、平成19年度末の整備目標に向けて計画的に障害者施設の整備を推進する。
- ④ 施設入所者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を推進する。
- ⑤ 地域におけるディサービスセンター等の施設の確保に際して、既存の社会資源を有効に活用する観点から、公立学校の余裕教室等のディサービスセンター等への転用を推進する。
- ⑥ 以上のか、原則として次のものを優先的に整備する。
 - ・ 施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
 - ・ 土地の有効活用等を図るもの。特に都市部における用地取得の困難性から施設の高層化を図るなど高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うもの。
 - ・ 過疎、山村、離島等において適切な入所者待遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
 - ・ 地すべり防止危険箇所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
 - ・ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を図るもの。

(2) 今後の社会福祉施設の整備

平成16年度予算編成方針において、社会福祉施設整備費は、地方公共団体向け奨励的補助金として▲5%の範囲内で抑制することとされており、平成17年度予算も縮減傾向になることが予想される。したがって、本年度と同様に厳しい状況になる可能性もあることから、各自治体においては、真に必要な整備に厳選した国庫補助協議とするよう精査願いたい。

また、昨年暮、国と地方の税財政の「三位一体改革」において、政府として、2004年度から2006年度までの3年間で補助金4兆円規模の削減・廃止を検討することとされている。検討にあたっては、地方公共団体の要望に配慮するものとされており、社会福祉施設整備費については、全国知事会や全国市町村会から廃止の要望もあることから、平成17年度予算編成過程において当然議論の対象とされるものである。

各自治体においても、このような社会福祉施設整備を取り巻く現状を認識していただき、厳選した施設整備の推進や継続事業の軽減などに取り組んでいただきたい。

(3) 平成15年度整備に係る留意点

平成15年度の整備においては、各都道府県市からの整備需要に応じた執行がなされたところであるが、事業計画の審査不十分等による事業実施の見合せなどが散見されたところである。

平成16年度の厳しい予算状況を考えると、この様な事態が生じることは極めて遺憾であり、各都道府県市においては、事業計画等を十分に精査し国庫補助協議を行うよう留意されたい。

また、昨年末、平成16年度の新規事業採択率を上げるために、継続事業の進捗率アップ及び前倒し実施による平成15年度追加協議を依頼したところであるが、事業実施にあたっては速やかな対応を行うとともに、事務手続きに遺漏のないよう留意願いたい。なお、やむを得ず平成16年度への繰越を行う場合においては、繰越する場合の事由を十分に理解し、その事務手続きに遺漏のないよう留意願いたい。

(4) 社会福祉施設の木材利用の推進

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日社援施第37号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対して折に触れ周知願いたい。

(5) 社会福祉施設の転用等

2月27日に、「地域再生推進のためのプログラム」が地域再生推進本部において決定され、当該プログラムの中で、地域再生に係る国の支援措置として、社会福祉施設の転用の弾力的な承認について規定したところである。

具体的には、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、

- ① 処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずる恐れがあること
- ② 地域再生計画に掲げられた社会福祉施設の公共的施設（国庫補助の対象であるものに限る）への転用の必要性が認められること
- ③ 同一事業者による転用、又は無償による貸与であること
- ④ 転用目的は可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努めること
- ⑤ 転用前、又は貸与前の施設の利用者の待遇が低下しないこと

といった基準を満たす場合には、地域再生計画の認定に同意することとし、この場合厚生労働大臣の財産処分の承認があったものとして取り扱う（当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要）こととしたところである。

詳細な条件及び手続については、3月中を目途に通知を発出する予定であるのでご了知願いたい。

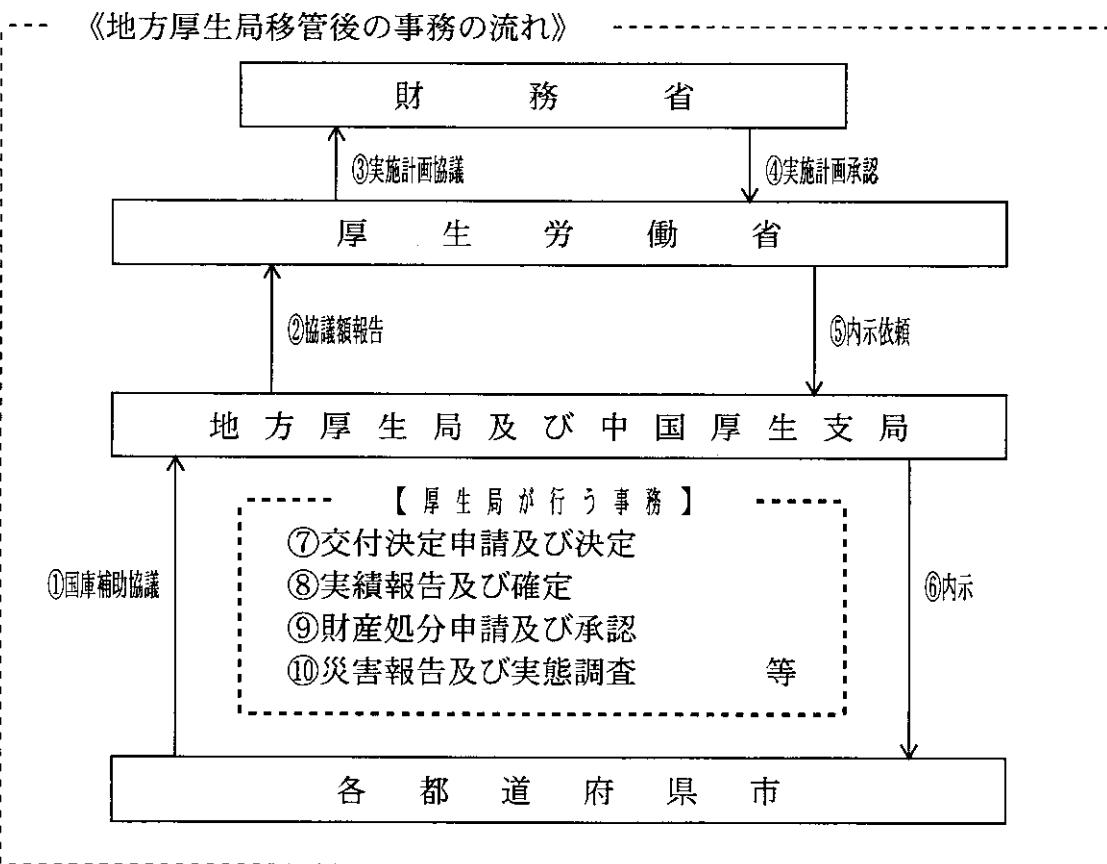
(6) 整備費等執行事務の地方厚生局移管

社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の執行事務については、①補助金の交付決定及び確定事務の早期化、②不祥事等未然防止等の補助金の適正化、③地域の実情に即した補助金執行等を目的として、平成16年度予算にかかる事業から地方厚生局に移管することとしている。

そのため、平成15年度予算に係る確定事務については、引き続き本省において行うので留意願いたい。

平成16年度においては、地方厚生局の体制が4月1日をもって整備されることから、移管による事務の混乱を避けるため、平成16年度新規事業内示分（5月中）までは本省において事務を行い、6月を目途に地方厚生局にその事務の全てを移管することとしている。ただし、小規模生活単位型特別養護老人ホームについては、制度化されて間もないものであることから、当分の間従来どおり本省において整備費補助の協議及び実施計画を行うこととしているので留意願いたい。

なお、補助金等の交付に関する事務を地方厚生局及び四国厚生支局に委任するため、告示を発出する予定であり事務の詳細は別途通知する予定であるので了知願いたい。



(7) 社会福祉施設整備業務の再点検

平成9年3月31日に取りまとめた「施設整備事業等の再点検のための調査委員会報告書」で明らかにしたとおり、

- ① 補助金交付対象施設の明確化
- ② 各都道府県市が行う公共工事に準じた契約手続
- ③ 一括下請負の禁止などを補助金の交付の条件とする建設工事の適正化 等の措置を講じその周知徹底を図っているところである。

各都道府県市におかれては、施設整備業務の更なる再点検、会議等での指導の徹底など再発防止対策に万全を期されたい。

(8) 補助事業の適正化

平成15年7月の総務省による「社会福祉法人の指導監督に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、社会福祉施設・設備整備に係る 補助事業の適正化について次のとおり指摘されたところである。

- ① 補助金で整備した施設の交付目的に沿った使用を確保すること
- ② 補助事業に係る契約の相手方等から法人への寄付金等の資金提供を防止するため、法人監査を的確に実施すること。

各都道府県市においては、これらの指摘を踏まえ、施設・設備の利用見込みを的確に把握するとともに、補助金で整備した施設の交付目的に沿った使用を確保するよう管内社会福祉法人等に対して指導するとともに、寄付金等については、社会福祉法人に対する不当な資金の環流が行われているとの社会的疑惑のもととなることから、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費に係る契約の相手方等からの寄附金の取扱いについて」（平成13年7月19日付社援基発第23号社会・援護局福祉基盤課通知）に基づき厳正に対応するよう法人監査を的確に実施願いたい。